

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
公共交通中心のウォークアブルなまちづくりと連携した基幹的交通軸を成す先進的バス輸送システムに関する調査業務 R6.10.9～R6.12.20 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 福田 敬大 茨城県つくば市旭1	R6.10.8	協同提案体(設計共同体) (公社)日本交通計画協会他1者 東京都文京区本郷3丁目23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、先進的バス輸送システムにおいて多様で柔軟なサービスレベルを設定する際の考え方を整理できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、上記相手方は、入札説明書を交付した22者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	4,136,000	3,960,000	95.74%	-	公社	国認定	1者	
四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの実現に向けた検討業務 香川県高松市朝日町フェリーターミナル周辺 R6.10.16～R7.6.30 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 森 信敬 香川県高松市サンポート3-33	R6.10.16	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	21,516,000	21,450,000	99.69%	-	公社	国認定	1者	
令和6年度 東京港みなとカメラ設置検討業務 R6.11.1～R7.3.14 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中央区北仲通5-57	R6.11.1	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京湾における港湾の直轄工事の施工管理の監視を行うカメラ(以下、「みなとカメラ」という)の配置等について検討を行うものである。 みなとカメラは、港湾工事の施工管理のために設置されているが、国有財産の管理、災害発生状況の把握にも極めて有用なものであり、施工現場や港湾施設等の視認性(視認の範囲や拡大率等)やみなとカメラの性能等(カメラ性能・保守性・非常用電源・耐震性)を踏まえ配置検討することが重要である。 このことから、みなとカメラの性能等を踏まえた配置検討に関する専門的な知見を有する者より、「みなとカメラの配置検討を行う上での着眼点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。 その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。 よって、左記業者と随意契約をするものである。	11,726,000	11,660,000	99.44%	-	公社	国認定	2者	
仙台塩釜港石巻港区みなとカメラ検討業務 宮城県多賀城市明月1-4-6 R6.11.11～R7.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 塩釜港湾・空港整備事務所長 宮原 史 宮城県多賀城市明月1-4-6	R6.11.11	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、老朽化した仙台塩釜港石巻港区のみなとカメラの入替えを行うため、みなとカメラの配置、通信回線・経路、画像転送設備並びにカメラ機器仕様、付帯設備、維持管理及び既存のカメラ、回線、画像伝送設備、付帯設備等撤去の検討を行うものである。 本業務の契約手続としては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	20,141,000	20,020,000	99.40%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
相馬港みなとカメラ検討業務 福島県いわき市小名浜字栄町65 R6.11.11～R7.3.21 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 新田 邦彦 福島県いわき市小名浜字栄町65	R6.11.11	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、相馬港へのみなとカメラ新設を行うため、みなとカメラの配置・通信回線・経路、画像伝送設備並びにカメラ機器仕様、付帯設備、維持管理の検討及び整理を行うものである。 本業務の契約手続としては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案書」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	14,091,000	13,970,000	99.14%	-	公社	国認定	1者	
竜の瀬地すべり対策事業推進検討他業務 目)大阪府柏原市岬地先～至)大阪府柏原市雁多尾畑地先 R6.11.28～R7.11.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 堀川 晋 大阪府柏原市大正2丁目10番8号	R6.11.27	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、他の瀬地すべり対策事業において、地域の観光資源や民間事業者等と連携して実施するインフラツーリズムの拡大に向け、事業目標を設定し、目標達成に向けた取組について検討を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に28者から入札説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。 参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	34,001,000	34,001,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
第一次大極殿院東面回廊(南側)他実施設計業務 奈良県奈良市佐紀町665地先他 R6.12.05～R7.07.31 建築関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長 柳澤 秋介 奈良県高市郡明日香村大字平田538	R6.12.4	(公財)文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-32-15	30115050001405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、過年度に実施した第一次大極殿院建造物復原整備の検討及び設計の成果を踏まえ、東面回廊(南側)及び小門、並びにその外構の実施設計や整備に伴う連携保護の検討を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低35者以上あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から業務説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。 参加資格を有する2者のうち2者を技術提案書の提出者として選定し、2者から技術提案書が提出され評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	24,904,000	24,530,000	98.50%	-	公財	国認定	2者	
直江津港等みなとカメラ検討業務 新潟県新潟市 R6.12.13～R7.11.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長 古池 清一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	R6.12.13	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、直江津港のみなとカメラの新設を目的として、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討を行うものである。また、新潟港(東港地区)のみなとカメラについて、既往の配置検討結果等を基に建屋への設置方法等の見直しを行うものである。 本業務の遂行においては、直江津港の立地、港湾施設の配置、通常時・災害時の利用等を考慮したうえでみなとカメラの最適な設置場所、カメラ機器仕様並びに映像表示装置、録画装置、非常用電源等の付帯施設の検討を行うため、高度な専門知識と豊富な経験が必要とされることから、簡易公募型プロポーザル方式による受注者の選定を行うこととし、技術提案において当該業務について総合的に優れた提案を行ったものとして、(公社)日本港湾協会を特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、(公社)日本港湾協会と随意契約を締結するものである。	25,817,000	25,300,000	98.00%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 狩野川水系自然創出検討業務 R6.12.18～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 辛嶋 亨 静岡県沼津市下香貫外原3244-2	R6.12.17	共同提案体(設計共同体) (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、狩野川総合水系環境整備事業により進める「柿田川自然再生計画」の改訂および「狩野川自然再生計画(案)」の策定に資する検討、資料作成を行うものである。また、狩野川水系河川整備計画の変更に向けた環境分野の検討、資料作成と、狩野川総合水系環境整備事業の費用便益分析を行ない事業評価資料の作成を行うものである。上記業者は技術提案書の提出があった2者のうち企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度・評価テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである	33,033,000	33,000,000	99.90%	-	公財	国認定	2者	
R6・R7荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務 関東地方整備局管内 R6.12.28～R8.1.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 村田 啓之 埼玉県川越市新宿町3-12	R6.12.27	設計共同体 (公財)日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6・R7荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務日本生態系協会・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、契約を行うものである。	40,062,000	40,062,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。